

注 意 事 項

1 試験開始時刻 10時00分

2 試験科目別終了時刻

試 験 科 目	科 目 数	終了時刻
「法規」のみ	1 科 目	1 1 時 2 0 分
「伝送交換設備及び設備管理」のみ	1 科 目	1 1 時 4 0 分
「法規」及び「伝送交換設備及び設備管理」	2 科 目	1 3 時 0 0 分

3 試験種別と試験科目別の問題(解答)数及び試験問題ページ

試験種別	試験科目		問題	(解答)数		試験問題
日本 御史 「生」」「」	乱を発すす日	第1問	第2問	第3問	第4問	第5問	ページ
旧第2種伝送交換	法规	6	6	7	7	7	1 ~ 13
主任技術者(特例)	伝送交換設備及び設備管理	8	8	8	8	8	14 ~ 24

4 受験番号等の記入とマークの仕方

(1) マークシート(解答用紙)にあなたの受験番号、生年月日及び氏名をそれぞれ該当枠に記入してください。

- (2) 受験番号及び生年月日に該当する箇所を、それぞれマークしてください。
- (3) 生年月日の欄は、年号をマークし、生年月日に1けたの数字がある場合、十の位のけたの「0」もマークしてください。



生年月日 昭和50年3月1日



5 答案作成上の注意

(1) マークシート(解答用紙)は1枚で、2科目の解答ができます。

- 「法規」は赤色(左欄)、「伝送交換設備及び設備管理」(「設備及び設備管理」と略記)は緑色(右欄)です。 (2)解答は試験科目の解答欄の正解として選んだ番号マーク枠を、黒の鉛筆(HB又はB)で濃く塗りつぶしてください。 ボールペン、万年筆などでマークした場合は、採点されませんので、使用しないでください。 一つの問いに対する解答は一つだけです。二つ以上マークした場合、その問いについては採点されません。 マークを訂正する場合は、プラスチック消しゴムで完全に消してください。
- (3) 免除の科目がある場合は、その科目欄は記入しないでください。
- (4) 受験種別欄は、『旧2種特例』を で囲んでください。

6 合格点及び問題に対する配点

- (1) 各科目の満点は100点で、合格点は60点以上です。
- (2) 各問題の配点は、設問文の末尾に記載してあります。

マークシート(解答用紙)は、絶対に折り曲げたり、汚したりしないでください。

次ページ以降は試験問題です。試験開始の合図があるまで、開かないでください。

受 験 番 号										
(控え)										
(今後0	つ問い	合れ	っせな	よどに	こ必要	更にた	こりま	ミす。)	

	試	験	種	別	試	験	科	目
旧第2種伝道	送交	「換三	E1 I	技術者(特例信式験)	法	÷		規

問1 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次の文章は、電気通信事業法の目的について述べたものである。同法の規定に照らして、 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4 点)

この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとすると ともに、その④公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとと もに⑧<u>電気通信事業者間の格差を是正</u>し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保 を図り、©公共の福祉を増進することを目的とする。

同法に規定する内容に照らして、上記の

④ ~ ©の下線部分の語句は、 (ア)。

<(ア)の解	 答群>				
(A) O	つみ正しい	⑧のみ〕	正しい	©のみ正	しい
A,	₿が正しい	A, ©	が正しい	^⑧ 、 © が	正しい
A,	[₿] 、℃いずれも]	EUN	A, B,	©いずれも正	しくない

(2) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信事業者が他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する場合について述べたものである。同法の規定に照らし、 内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
 (2点×2=4点)

電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその 設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の()~()に掲げる場 合を除き、これに応じなければならない。

- () 電気通信役務の円滑な提供 (イ)。
- () 当該接続が当該電気通信事業者の利益 (ウ)。
- ()()に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

<(イ)、(ウ)の解答群>	
が技術基準に適合しないとき	が公平かつ効率的に使用されないとき
に支障が生ずるおそれがあるとき	に必要性が認められないとき
を明確かつ容易に識別されないとき	を不当に害するおそれがあるとき

(3) 次の文章は、電気通信事業法に規定する事項について述べたものである。 内の(エ) に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

同法に規定する内容に照らして、<u>誤っているもの</u>は、 (エ) である。

<(エ)の解答群> 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。また、電 気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関し て知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、 同様とする。 総務大臣は、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の電気通信事業の 用に供する電気通信設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影 響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)が総務省令で定める技 術基準に適合していないと認めるときは、当該電気通信設備を設置する電気通 信事業者に対し、その技術基準に適合した設備に取り替えることを命じ、又は その使用を禁止し、業務の運用の停止を命ずることができる。 電気通信事業者は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、 総務省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、電気 通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。 電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を 総務大臣に届け出なければならない。 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項 を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格 者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければ

ならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務 省令で定める場合は、この限りでない。

- (4) 次の()~()の文章は、電気通信事業法に規定する用語の定義について述べたものである。
 (A) ~ ((D)) に入るべきものの組合せを、下記の解答群から選び、 内の
 (オ)にその番号を記せ。
 - () 電気通信設備とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の (<u>(A)</u> をいう。
 - () 電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を (B) の用に供することをいう。
 - () 電気通信事業とは、 (C) を他人の需要に応ずるために提供する事業をいう。
 - () 電気通信業務とは、電気通信事業者の行う電気通信 <u>(D)</u>の業務をいう。

同法の規定に照らして、正しいものは (オ) である。

<(オ)の解答群>			
(A)	(B)	(C)	(D)
通信設備 ——	不特定多数	—— 電気通信設備	— 事業の運営
電気的設備 ——	他人の通信	—— 電気通信役務	― 役務の提供
付属設備 ——	他人の通信	—— 電気通信役務	— 事業の運営
電気的設備 ——	他人の通信	—— 電気通信役務	— 事業の運営
通信設備 ——	不特定多数	── 電気通信設備	── 役務の提供
付属設備 ——	他人の通信	—— 電気通信設備	― 役務の提供
電気的設備 ——	不特定多数	—— 電気通信役務	― 役務の提供
付属設備 ────	他人の通信	—— 電気通信役務	── 役務の提供

- (5) 次のA~Cの文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、利用者がその端末設備を電気通信 事業者の電気通信回線設備に接続する際に、当該電気通信事業者による端末設備の接続の検査を 省略できる場合について述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群 から選び、その番号を記せ。 (4 点)
 - A 端末設備を同一の構内において移動するとき。
 - B 通話の用に供する端末設備又は網制御に関する機能を有する端末設備を改造するとき。
 - C 専ら電気通信役務利用放送法に規定する電気通信役務利用放送の受信のために使用される端 末設備であるとき。

同規則に規定する内容に照らして、上記	の A ~ C の文章は、 🗌	(力) 。
<(カ)の解答群>		
Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも	正しくない

(1) 次の()、()の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、電気通信事業者が電気通信設備の故障等の重大な事故が生じたときに遅滞なく総務大臣に報告すべき事項について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、 内の同じ記号は、同じ解答を示す。

(2点×2=4点)

- () 電気通信設備の故障により、電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るもの を除く。)の提供を停止させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含 む。)であって、次のいずれにも該当するもの
 - a 当該電気通信役務の提供の停止を受けた利用者の数が (ア) 以上のもの(総務大臣が 当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあっては、総務大臣が別に告示する基準 に該当するもの
 - b 当該電気通信役務の提供の停止時間が (イ) 以上のもの
- () 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故 障により、当該電気通信設備を利用するすべての通信のそ通が (イ) 以上不能となる事故

<(ア)、(イ)の解答	······ 帮>		
1 万	2 万	3 万	5 万
1 時間	2 時間	3 時間	6 時間

 (2) 次の文章は、国際電気通信連合憲章に規定する電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び 保護について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、 その番号を記せ。 (4 点)

構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために④<u>必要な通信路及び設備</u> <u>を最良の技術的条件で設置するため、有用な措置をとる</u>。これらの通信路及び設備は、できる 限り、⑧<u>実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用</u>し、良好に使用 することができる状態に維持し、並びに②<u>科学及び技術の進歩に合わせて進歩していくように</u> しなければならない。

 (3) 次の文章は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律に規定する、不正アクセス行為を助長す る行為の禁止について述べたものである。 内の(エ)に最も適したものを、下記の解答 群から選び、その番号を記せ。 (4 点)

何人も、アクセス制御機能に係る他人の識別符号を、その識別符号がどの特定電子計算機の 特定利用に係るものであるかを明らかにして、又はこれを知っている者の求めに応じて、当該 アクセス制御機能に係るアクセス管理者及び当該識別符号に係る利用権者以外の者に (工) してはならない。ただし、当該アクセス管理者がする場合又は当該アクセス管理者 若しくは当該利用権者の承諾を得てする場合は、この限りでない。

<(エ)の	解答群>									
照 	会	提	供	調	查	委	託	付	加	'

(4) 次の文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する、目的について述べたものである。
 内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
 (4点)

電子署名及び認証業務に関する法律は、電子署名に関し、④<u>電磁的記録の真正な成立の推定</u>、 特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、⑧<u>電子署名の公正な</u> 運用と電子計算機による情報の流通の推進を図り、もって©<u>国民生活の安定及び社会秩序の維</u> 持に寄与することを目的とする。

同法に規定する内容に照らして、上記の

④ ~ ©の下線部分の文章は、 (オ)。

<(オ)の解答群>		
④のみ正しい	⑧のみ正しい	©のみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	^⑧ 、©が正しい
A、B、Cいずれも正	しい A、B、	©いずれも正しくない

- (5) 次のA~Cの文章は、電気通信主任技術者規則に規定する、資格者証の訂正、再交付について 述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記 せ。
 - A 資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたとき、又は住所に変更を生じたとき は、資格者証の訂正を受けなければならない。
 - B 資格者証の訂正を受けるためには、所定の様式の申請書に当該資格者証及び変更の事実を証 明する書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。
 - C 資格者証の交付を受けている者は、資格者証を汚し、損じ又は失ったときは、申請により再 交付を受けることができる。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA~Cの文章は (カ)。

<(カ)の解答群> Aのみ正しい Bのみ正しい Cのみ正しい A、Bが正しい A、Cが正しい B、Cが正しい A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない

問3 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、用語について述べたものである。 内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4 点)

同規則に規定する内容に照らして、下記のA~Dの文章は、 (ア)。

- A 平均繁忙時とは、1年のうち30日間を平均して電気通信設備の負荷が最大となる連続した 1時間をいう。
- B 絶対レベルとは、一の有効電力の1ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。
- C 異常ふくそうとは、不特定多数の交換設備に対し通信が集中することにより、交換設備の通 信の疎通が一時的に確保できなくなる現象をいう。
- D 直流回路とは、電気通信回線設備に接続して電気通信事業者の伝送路設備の動作の開始及び 継続の制御を行うための回路をいう。

<(ア)の解答群>		
Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
Dのみ正しい	A、Bが正しい	A、Cが正しい
A、Dが正しい	B、Cが正しい	B、Dが正しい
C、Dが正しい	A、B、Cが正しい	A、B、Dが正しい
A、C、Dが正しい	B、 C 、 D が正	こしい
A、B、C、Dいずれも正し	۸, B, C, D)いずれも正しくない

(2) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、その他の電気通信回線設備に関する「故障等の対策」について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(イ)、(ウ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
 (2点×2=4点)

事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線 設備の故障等が発生した場合に電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないよう、応 急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、 (イ) その他の応急復旧措置を行うために必要 な (ウ) 又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

<(イ)、(ウ)の解答群> 人員の確保 復旧機材の配備 機能の回復 連絡網の整備 電力の供給 予備機器の準備 秩序の維持 利用者の保護

(3) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、その他の電気通信回線設備に関する「事業 用電気通信回線設備の防護措置」について述べたものである。同規則の規定に照らして、 内の(エ)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

事業用電気通信回線設備は、 (工) 又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信し たプログラムによって当該事業用電気通信回線設備が当該事業用電気通信回線設備を設置する 電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の事由により電気通信役務の提供に重大 な支障を及ぼすことがないよう当該プログラムの (オ) その他の必要な防護措置が講じら れなければならない。

<(エ)、(オ)の解答	 §群>		
改善	自営電気通信設備	機能の制限	故障の検出
事業場	利用の禁止	利用者	端末設備

(4) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、その他の電気通信回線設備に関する「耐震 対策等」について述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選 び、その番号を記せ。ただし、同規則第16条の6の適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

事業用電気通信回線設備の設置に当たっては、次に掲げる措置が講じられなければならない。 ただし、通常想定される規模の地震又は火災による当該事業用電気通信回線設備の故障等の発 生時に、これに代えて電気通信役務を提供するための予備の事業用電気通信回線設備の設置そ の他これに準ずる措置が講じられている場合は、この限りでない。

- () 当該事業用電気通信回線設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による 転倒又は移動を防止するための床への緊結その他の耐震措置
- ()通常想定される規模の地震による当該事業用電気通信回線設備の構成部品の接触不良及び脱落を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置
- () 当該事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室における侵入防止設備 及び監視設備の適切な設置

同規則に規定する内容に照らして、上記の()~()の文章のうち、<u>誤っているもの</u>は、 <u>(カ)</u>である。

> <(カ)の解答群> () () ()

- (5) 次のA~Cの文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、「他の電気通信設備との責任の分 界」について述べたものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、 その番号を記せ。 (4 点)
 - A 事業用電気通信回線設備は、他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分界を 明確にするため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点を有しなければならない。
 - B 事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる 方法により端末設備等の故障を修理できる措置が講じられていなければならない。
 - C 事業用電気通信回線設備は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA~Cの文章は (+)。

<(キ)の解答群> Aのみ正しい Bのみ正しい Cのみ正しい A、Bが正しい A、Cが正しい B、Cが正しい A、B、Cいずれも正しい A、B、Cいずれも正しくない

- (1) 次の()、()の文章は、端末設備等規則に規定する、電話用設備に接続されるアナログ電話端末の基本的機能及び直流回路の電気的条件等について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
 - () アナログ電話端末の直流回路は、 (ア) ものでなければならない。
 - () アナログ電話端末は、電気通信回線に対して (イ) ものであってはならない。

<(ア)、(イ)の解答群>	
指定されたチャネルに切り替わる	直流の電圧を加える
応答のない相手に対し発信する	異常電流を送出する
発信を行うとき閉じ、応答を行う	とき又は通信が終了したとき開く
発信を行うとき開き、応答を行う	とき又は通信が終了したとき閉じる
発信又は応答を行うとき閉じ、通	信が終了したとき開く
発信又は応答を行うとき開き、通	信が終了したとき閉じる

- (2) 次の()~()の文章は、端末設備等規則に規定する、移動電話端末が備えなければならない 発信の機能等について述べたものである。 内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第32条に規定する特殊な移動電話端末は考慮しない ものとする。 (4 点)
 - () 移動電話端末は、重要通信を確保するため、移動電話用設備からの発信の規制を要求する信 号を受信した場合にあっては、 ④発信しない機能を備えなければならない。
 - ()発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線 からの応答が確認できない場合 B選択信号送出終了後1分以内にチャネルを切断する信号 を送 出し、送信を停止するものであること。
 - () 自動再発信を行う場合にあっては、©火災、盗難その他の非常の場合を除き、その回数は3 回以内であること。ただし、最初の発信から2分を超えた場合にあっては、別の発信とみなす。

同規則に規定する内容に照らして、上記の

④ ~ ©の下線部分の文章は、

(ウ)。

④のみ正しい	⑧のみ正しい	©のみ正しい
A、Bが正しい	A、 ◎が正しい	^⑧ 、©が正しい
④、⑧、〇いずれも正しい	A、B、℃いずれも1	Eしくない

 (3) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、「総合デジタル通信用設備に接続される端末設備」に おける総合デジタル通信端末の発信の機能について述べたものである。 内の(エ)、
 (オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2 点 × 2 = 4 点)

総合デジタル通信端末は、発信に関する次の()~()の各号の機能を備えなければならない。

- ()発信に際して相手の端末設備からの応答を自動的に確認する場合にあっては、電気通信回線からの応答が確認できない場合呼設定メッセージ送出終了後 (工) 以内に呼切断用メッセージを送出するものであること。
- () 自動再発信を行う場合(自動再発信の回数が15回以内の場合を除く。)にあっては、その
 回数は最初の発信から3分間に (オ) 以内であること。この場合において、最初の発信
 から3分を超えて行われる発信は、別の発信とみなす。
- () 上記()、()の規定は、火災、盗難その他の非常の場合にあっては、適用しない。

<(工)、	(才)の解答群>						
1	1	分	2	分	3	分	5	分
2	2	回	3	回	5	回	1	0回

(4) 次の文章は、端末設備等規則に規定する、専用通信回線設備等端末について述べたものである。 内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

同規則に規定する内容に照らして、正しいものは、 (カ) である。

<(力)の解答群>

専用通信回線設備等端末とは、端末設備であって特定の利用者に、主として 符号、音声その他の音響又は影像を統合して伝送交換することを目的とする電 気通信役務の用に供する設備に接続されるものをいう。

専用通信回線設備等端末は、電気通信回線に対して交流の電圧を加えるもの であってはならない。ただし、総務大臣が別に告示する条件において交流重畳 が認められる場合にあっては、この限りでない。

複数の電気通信回線と接続される専用通信回線設備等端末の回線相互間の漏 話減衰量は、1,500ヘルツにおいて70デシベル以上でなければならない。 専用通信回線設備等端末は、総務大臣が別に告示する電気的条件及び論理的 条件のいずれかの条件に適合するものでなければならない。

- (5) 次のA~Cの文章は、端末設備等規則に規定する、用語の定義について述べたものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)
 - A 選択信号とは、主として相手の端末設備からの呼出しに応ずるために使用する信号をいう。
 - B 制御チャネルとは、移動電話用設備と移動電話端末の間に設定され、主として制御信号の伝送に使用する通信路をいう。
 - C 発信とは、発信を確認する信号を送出することをいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記のA~Cの文章は、 (キ)。

<(キ)の解 [:]	 答群>			
A Ø.	のみ正しい	Bのみ正し	, (,)	Cのみ正しい
Α、	Bが正しい	A、Cが正	しい	B、Cが正しい
Α、	B、Cいずれも正し	,11	Α、Β、Ο	いずれも正しくない

問5 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次の文章は、有線電気通信法に規定する、「有線電気通信」の定義について述べたものである。
 同法の規定に照らして、 内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、
 その番号を記せ。
 (2点×2=4点)

「有線電気通信」とは、送信の場所と受信の場所との間の (ア) その他の導体を利用して、 電磁的方式により、 (イ) 、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。

<(ア)、(1	()の解答群	>				
無	線	音	声	符	号	
線	条	光		媒	体	

- (2) 次の()、()の文章は、有線電気通信設備令に規定する、架空電線と他人の設置した架空電線等との関係について述べたものである。同令に規定する内容に照らして、 内の(ウ)、
 (エ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。
 (2点×2=4点)
 - () 架空電線は、架空強電流電線と交差するとき、又は架空強電流電線との (ウ) がその架 空電線若しくは架空強電流電線の支持物のうちいずれか高いものの高さに相当する距離以下と なるときは、総務省令で定めるところによらなければ、設置してはならない。
 - () 架空電線は、総務省令で定めるところによらなければ、架空強電流電線 (工) 支持物に 架設してはならない。

 <(ウ)、(エ)の解答群>				
離隔距離	水平距離	垂直距離	隣接位置	
より低い	と同一の	より高い	に近接した	

(3)次の文章は、	有線電	፪ 気通信部	设備令及び有 線	電気通信設	帯令施行規則に規 2	定する、定義	義について
	述べたものであ	る。		内の(オ)に適	iしたものを、	下記の解答群か	ら選び、その	の番号を記
	せ。							(4 点)

同令及び同規則に規定する内容に照らして、正しいものは、 (オ) である。

<(オ)の解答群> 強電流ケーブルとは、絶縁物のみで被覆されている電線をいう。 低圧とは、直流にあっては600ボルト以下、交流にあっては750ボルト以下 の電圧をいう。 特別高圧とは、6,000ボルトを超える電圧をいう。 音声周波とは、周波数が200ヘルツを超え、3,500ヘルツ以下の電磁波を いう。 支持物とは、電柱、支線、つり線その他電線及びこれに係る中継器その他これら を支持し、又は保蔵するための工作物をいう。

 (4) 次の文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の支 持物と他人の設置した架空電線又は架空強電流電線との間の離隔距離等について述べたものであ る。 内の(力)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

架空電線の支持物は、その架空電線が他人の設置した架空電線又は架空強電流電線と交差し、 又は接近するときは、次の各項により設置しなければならない。ただし、その他人の承諾を得 たとき、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えないように必要な設備をしたと きは、この限りでない。

- () 他人の設置した架空電線又は架空強電流電線を挟み、又はこれらの間を通ることがないようにすること。
- () 架空強電流電線の使用電圧が低圧であるときは、 ④ 架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離は、30センチメートル以上とすること。
- () 架空強電流電線の使用電圧が高圧で、架空強電流電線の種別が強電流ケーブルであるとき は、架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離は、30センチメートル以上とす ること。
- () 架空強電流電線の使用電圧が高圧で、架空強電流電線の種別が強電流ケーブル以外の強電 流電線であるときは、 B 架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離は、50セン チメートル以上とすること。
- () 架空強電流電線の使用電圧が35,000ボルト以下の特別高圧で、架空強電流電線の種別が強電流ケーブルであるときは、©架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離 は、40センチメートル以上とすること。

同令及び同規則に規定する内容に照らして、上記の④~ⓒの下線部分の文章は、 <u>(カ)</u>。

- (5) 次のA~Cの文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、屋内 電線と大地間及び屋内電線相互間の絶縁抵抗、通信回線の電力及び通信回線の平衡度について述 べたものである。 内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)
 - A 屋内電線(光ファイバを除く。)と大地との間及び屋内電線相互間の絶縁抵抗は、直流100 ボルトの電圧で測定した値で、1メグオーム以上でなければならない。
 - B 通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の電力は、絶対レベルで表わした値で、その周波数が音声周波であるときは、プラス10デシベル以下、高周波であるときは、プラス20デシベル以下でなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
 - C 通信回線(導体が光ファイバであるものを除く。)の平衡度は、1,000ヘルツの交流にお いて34デシベル以下でなければならない。ただし、通信回線が線路に直流又は低周波の電流 を送るものであるときは、この限りでない。

同令及び同規則に規定する内容に照	そらして、上記のA~Cの文語	章は、 (キ) 。
<(キ)の解答群>		
Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、C いずれも正しい	A、B、Cいずれも	正しくない
(注) 記述中	ヮの「メグオーム」は、「メガオ	ーム」と同じ単位である。